合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十二月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一七九頁（号外第一三一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　一四一頁（号外第一三六号）

平成二十二年一月十二日
東京都中央区勝どき六丁目五番三号
（甲）サンキュウビジネスサービス株式会社　代表取締役　田中　正衛
東京都中央区勝どき六丁目五番三号
（乙）株式会社テルスター　代表取締役　御手洗　孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月八日
掲載頁　一二〇頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月十七日
掲載頁　一〇三頁（号外第八十三号）

平成二十二年一月十二日
東京都目黒区東山三丁目七番一号
北海道札幌市中央区北一条西九丁目三番地
（甲）東急ファシリティサービス株式会社　代表取締役　磯崎　浩亮
（乙）北海道新管財株式会社　代表取締役　磯崎　浩亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一八八頁（号外第一三一号）

山形県山形市宮町四丁目四番三八号
（乙）山形新管財サービス株式会社　代表取締役　磯崎　浩亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月八日
掲載頁　一二一頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月十七日
掲載頁　一〇三頁（号外第八十三号）

平成二十二年一月十二日
東京都目黒区東山三丁目七番一号
北海道札幌市中央区北一条西九丁目三番地
（甲）東急ファシリティサービス株式会社　代表取締役　磯崎　浩亮
（乙）北海道新管財株式会社　代表取締役　磯崎　浩亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一八八頁（号外第一三一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月八日
掲載頁　一二〇頁（号外第一四四号）

平成二十二年一月十二日
東京都中央区日本橋室町三丁目一番九号
（甲）ＪＦＥ鋼板株式会社　代表取締役　今村　晴幸
神奈川県川崎市川崎区水江町六番一号
（乙）エヌケーケースチールセンター株式会社　代表取締役　西江　泰介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので公告します。

効力発生日は、平成二十二年四月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　二〇一頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十月二十八日
掲載頁　一五〇頁（号外第二二九号）

平成二十二年一月十二日
神奈川県相模原市淵野辺二丁目五番八号
（甲）コマツ建機販売株式会社　代表取締役　小宮信一郎
高知市一宮西町三丁目二九番四六号
（乙）コマツ高知株式会社　代表取締役　西村　順次

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は甲及び乙それぞれの主たる事務所に備えおいてあります。

平成二十二年一月十二日
静岡県伊東市新井一丁目一番一八号
（甲）伊東市漁業協同組合　代表理事組合長　髙橋　昭彦
静岡県熱海市網代一〇〇番地の七
（乙）網代港漁業協同組合　代表理事組合長　小島　正信

合併公告

左記会社は合併して乙（乙は平成二十二年三月一日をもって、商号を株式会社大丸松坂屋百貨店に、住所を東京都江東区木場二丁目一八番一一号に変更する予定です。）は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月一日であり、乙は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.daimaru.co.jp/
（乙）http://www.matsuzakaya.co.jp/corporate/investment/

平成二十二年一月十二日
大阪市中央区心斎橋筋一丁目七番一号
（甲）株式会社大丸　代表取締役　山本　良一
名古屋市中区栄三丁目一六番一号
（乙）株式会社松坂屋　代表取締役　茶村　俊一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　福岡県において発行する日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十一年十二月二十九日
掲載頁　十六頁

（乙）掲載紙　福岡県において発行する日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十一年十二月三十日
掲載頁　九頁

平成二十二年一月十二日
福岡市博多区博多駅中央街四番二三号
（甲）株式会社松居マネージメント　代表取締役　松居　正治
福岡市博多区博多駅中央街四番二三号
（乙）株式会社松居　代表取締役　松居　正治